

「グリーンボンドガイドライン 2020 年改訂版（案）」、  
「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）」  
に対する海外機関からの主な御意見の概要と回答

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
<b>ICMA GBP New Market Task Force メンバーからの「グリーンボンドガイドライン 2020 年改訂版（案）」に対する主なコメント</b>				
1	13	-	グリーンボンド発行フロー図について、リファイナンスも包含する形にするべきである。	御指摘を踏まえ、リファイナンスを含むよう追記します。
	23	1	「<「リファイナンス」に該当する場合の具体例>」について、終了した事業のリファイナンスの事例についても含めてよいのではないか。	御指摘を踏まえ、グリーンプロジェクトが完了している場合（グリーンビルディングの建設等）を追記します。
	43	18	グリーンボンド発行後にレビューを活用することができる事項の例の「グリーンボンドにより調達された資金を充当したグリーンプロジェクトによりもたらされた環境改善効果が、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの」について、発行時に、事業が終了しているリファイナンスの場合であっても、事業の実際の環境便益を、発行前に外部レビュー機関が評価することは可能である。	御指摘を踏まえ下記のとおり修正します。 ・グリーンプロジェクトによりもたらされることが期待される環境改善効果（リファイナンスの場合は、実際に生じた環境改善効果）の適切性（環境改善効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。
2	13	1	サステナビリティボンドガイドラインにおいてサステナビリティボンドは「サステナビリティボンドとは、その手取金の全額がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への融資またはリファイナンスに充てられる債券である。」と定義している。	御指摘の点につきましては、「Guidance Handbook 2019 June」1.1.c.におけるサステナビリティボンドの定義を参照した記述としております。
3	29	1	「なお、専ら調達資金の用途となるグリーンプロジェクトのみを事業として行う SPC の調達資金は、当該グリーンプロジェクトに全額が充当されることが明らかであることから、このような SPC がグリーンボンドを発行する場合、グリーンボンドにより調達される資金について、上記のような特別の追跡管理は不要と考えられる」について、グリーンボンド原則では、そのような例外についての規定はない。	御指摘を踏まえ削除します。
4	58	-	付属書 1 について、BREEAM を追加すべきである。	御指摘を踏まえ追記します。
5	-	-	・付属書 3 と付属書 4 について「Handbook-Harmonized Framework for Impact Reporting」、 「Guidance Handbook June 2019」を、外部レビューのセクションについては「Guidelines for Green, Social and Sustainability Bonds External Reviews」を参照することを推奨する。 ・グリーンボンド発行に関する情報開示のため、発行体及び/又は外部レビュー機関は、GBP データベースのリストを活用することを推奨する。	御指摘を踏まえ追記します。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
<b>CBIからの「グリーンボンドガイドライン2020年改訂版(案)」に対する主なコメント</b>				
6	29	1	「④なお、専ら調達資金の用途となるグリーンプロジェクトのみを事業として行う SPC の調達資金は、当該グリーンプロジェクトに全額が充当されることが明らかであることから、このような SPC がグリーンボンドを発行する場合、グリーンボンドにより調達される資金について、上記のような特別の追跡管理は不要と考えられる。」について。調達資金の特別な追跡と管理が必要ではないと考えられるケースは、本件のみなのか。③は「具体的方法の例」であるため、混乱を招く。特別な追跡と管理は必要なのではないか。	専ら調達資金の用途となるグリーンプロジェクトのみを事業として行う SPC に係わる記述の削除に伴い、SPC に係る部分については、削除します。
	24	8	2. ②は不要である。 「②グリーンボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のグリーンプロジェクトが決定している場合(専ら単一のグリーンプロジェクトのみを行う SPC が当該プロジェクトに関してグリーンボンドを発行する場合など)には、調達資金の充当対象とするプロジェクトが既に評価・選定されていると考えられるため、上記「規準」を定めることは不要と考えられる。」	専ら調達資金の用途となるグリーンプロジェクトのみを行う SPC に係わる記述の削除に伴い、SPC に係る部分については、削除します。
7	27	22	グリーンプロジェクトへの充当額がグリーンボンドによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はグリーンプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、グリーンボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、各発行体が確認し調整を行う件について、グッドプラクティスは「定期的に(少なくとも年一回)」となっている。また、充当額は、グリーンボンドによる調達資金と一致もしくは「上回る」ではなく、調達資金と一致もしくは「同程度」となるようにすべきである。	御指摘を踏まえ、「定期的に(少なくとも年一回)」を追記します。充当額については、資金用途となるグリーンプロジェクトがプール型の場合に、プロジェクトへの充当額がグリーンボンドの調達額を常に上回ることを確認する場合も考えられるため、「上回る」という表記としています。
8	29	27	「先進的な事例としては、未充当資金の運用方法について、投資家の環境に対する意思を尊重する観点から、適切な環境経営方針を有する金融機関等の口座に預け入れるというものもあった。また、ESG 関連又はグリーンな金融商品で運用されることを強く選好する投資家もある。」について、不明瞭である。より詳細な説明をすべきである。	未充当の間の一時的な管理方法について述べております。御指摘を踏まえて明確化します。
9	54	-	主要な改訂内容は、投資家のデューディリジェンスに関して強調されている点だが、投資家は手続的面で評価はできるだろうが、調達資金の環境面からの野心度の適切性を判断することについて長けているわけではない。投資家は、そのための内部的な能力を通常持ち合わせておらず、実効性について懸念される。本件についての EU のアプローチは、詳細なタクソノミーの策定によって投資家のデューディリジェンスの責任を軽くし、投資家に環境評価を求めるのではなく、タクソノミーに沿っているかの確認をすることを求めている。	第4章は、我が国における投資家の役割の重要性と期待を書き添えており、投資家に何らかの義務を課す趣旨ではありません。グリーンボンド市場が健全に発展していくためには、EU のアプローチも参考になりますが、投資家自らの ESG 投資への見識も必要と考えています。

通し番号	頁	行	御意見の概要	回答
10	61	-	付属書2「ネガティブな効果の具体例」については、EUタクソミーの”Do No Significant Harm”と類似の趣旨だが、本件についてはさらに議論することを希望する。グリーン資産に関する企業のEU投資家へのレポートの負担を軽減すべく、EUは”Do No Significant Harm”について他国と相互認識することを意図している。	付属書2についてはあくまで例示であり、EUタクソミーのDNSHの考え方などの国際動向も参考にしながら、具体的には市場において判断されるものと考えられます。
<b>LMAからの「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（案）」に対する主なコメント</b>				
11	-	-	ガイドラインがGLP/SLLPの範囲を超えた内容について記述する必要があることは承知。範囲を超えている内容についてのコメントは特段ない。	承知しました。